

大規模災害発生時における高知県指定金融機関の事務取扱に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県指定金融機関である株式会社四国銀行（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で締結した高知県指定金融機関事務取扱等に関する契約書（平成14年2月1日締結。以下「契約書」という。）第1条の規定に基づき、南海トラフ地震等の高知県内全域に甚大な被害をもたらす大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における公金事務の円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における公金事務の円滑な処理を確保し、もって県民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

（災害時における報告）

第2条 四国銀行県庁支店（以下「県庁支店」という。）は次の各号について、災害発生後、速やかに高知県会計管理局会計管理課（以下「会計管理課」という。）に報告するものとする。ただし、県庁支店が対応できない場合は、四国銀行対策本部から報告するものとする。

- （1）支払証取扱店の営業状況及び代替支払証取扱店の指定
- （2）他行とのオンライン接続を含む自行オンラインシステムの稼働状況
- （3）前2号に掲げるもののほか必要な事項

（現金の確保及び支払対応）

第3条 県庁支店は、災害時において、甲の緊急な支払に必要な現金の確保に努めるとともに、甲から支払依頼があった場合には、速やかに支払処理を行うものとする。

（災害時の対応の協議）

第4条 乙は、災害時において、業務に支障が生じたときは、直ちに甲に報告するとともに、公金事務に支障を来たさないよう甲と連携して対応に当たらなければならない。

（義援金の受付口座の開設）

第5条 乙は、甲から災害に係る義援金の受付口座の開設依頼があったときは、甲が指定する名義の義援金受付口座を直ちに開設するものとする。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害時における非常連絡網を作成し、災害時における連絡体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、前項の非常連絡網に変更が生じたときは、速やかにその旨を相手方に連絡しなければならない。

(情報の交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定められた事項を円滑に実施するため、平常時において必要な情報交換等を行うものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、乙が甲の指定金融機関を取り消される日まで効力を有するものとする。

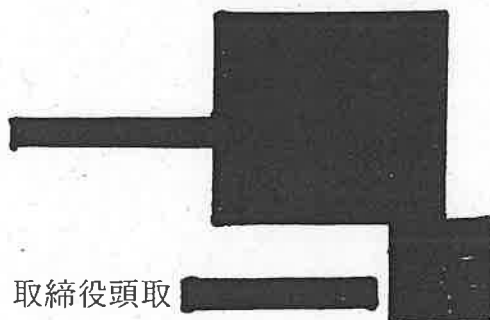
(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 9 月 1 日

甲 高 知 県 知 事



乙、株式会社四国銀行 取締役頭取

[Red square seal of Shikoku Bank Co., Ltd.]